

## 原子力災害による平成 23 年産米に関する意見書

福島第一原子力発電所の事故は、発生後 9 ヶ月を経過する現在も収束しておらず、特に福島県の基幹産業の一つである農業に深刻な被害をもたらしている。

本県産の米の出荷については、県が平成 23 年産米を対象とした放射性セシウムの本検査を行い、県内 1,174 地点すべての検体で食品衛生法の暫定基準値である 1 キログラム当たり 500 ベクレルを下回ったことから、佐藤雄平福島県知事は 10 月 12 日、本県産米の安全宣言を表明したところである。

しかしながら、その後伊達市を含む三市において生産された米の一部から、暫定基準値を上回る放射性セシウムが検出された。このことは事故後汚染の影響を危惧しながらも国の判断に基づき作付けを行い、丹精込めて育てた生産者ばかりか消費者の信頼をも裏切る極めて残念な結果である。

本市においては、一部地区とはいえ暫定基準値を上回る米が見つかったことで、出荷停止地区以外の米への風評被害も必至であり、農家は厳しい状況の中さらに追い討ちをかけられ、経営存続の危機に立たされている。

米はわが国の主食であり、検査体制の強化により、一日も早く安全性への信頼を回復するとともに、生産者に対しては自家消費分も含め全ての損害を補償又は賠償する必要がある。

よって国は、平成 23 年産米について、出荷停止地区の全量の買い上げと風評被害対策及び損害賠償に万全を期すよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 14 日

福島県伊達市議会議長 吉 田 一 政

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 様

農林水産大臣 鹿 野 道 彦 様

経済産業大臣 枝 野 幸 男 様